明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七一）　一
○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七二）　三
○大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（環境二五）　四
〔告　示〕
○資源管理基本方針（農林水産一九八二）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、独立行政法人国立高等専門学校機構令和元事業年度財務諸表、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇九
会社その他
会社決算公告　二三

省令

○農林水産省令第七十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月十五日

農林水産大臣　野上浩太郎